

！ 新型コロナウイルス感染症対策 生活・事業者の支

生活の支援

◎生活資金などに困ったとき

緊急小口資金

対象 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸し付けを必要とする世帯

貸付限度額 20万円以内(無利子)

総合支援資金

対象 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯。かつ、他の公的給付または公的な貸付を受けることができない世帯。
※自立相談支援事業などによる支援を受け、ハローワークなどの支援を受けることに同意していることが必要です。

貸付限度額 単身世帯…月15万円、複数世帯…月20万円※原則3カ月以内

〈共通〉据置期間(返済猶予期間) 貸し付けした日の翌月から1年以内

問 我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539

【労働金庫でも緊急小口資金の申込取次を行っています】

期間 7月31日(金)まで

問 労働金庫連合会 ☎0120-22-5755(平日のみ)

住居確保給付金

離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し、住宅を失う恐れがある方に、求職活動などを要件として期限付きで家賃相当額を支給します。

問 社会福祉課・内線394、652

◎仕事を休んだとき

国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者に対する傷病手当金

会社などに勤めている国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者で感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために勤務することができなかつた方のうち、一定の要件を満たした方に対して傷病手当金を支給します。

問 国民健康保険…国保年金課・内線324

後期高齢者医療保険…国保年金課・内線414

◎子育て世帯への支援

子育て世帯へ臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対して臨時特別給付金を支給します。

給付額 対象児童1人につき1万円

支給対象者 平成16年4月2日～令和2年3月31日に生まれた児童の児童手当の受給者

※特例給付受給者は対象外です。

※DVを理由に避難しているなどの特別な理由がある方は要件に該当していても受給できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申請方法 本給付金の申請は不要です。ただし、公務員は申請が必要です。

※受給を希望しない方はご連絡ください。

支給時期 7月中(予定)※支払日が確定次第、支払通知書を発送します。

支給方法 児童手当を受給している口座に振り込み

申・問 子ども支援課・内線347

保育園・学童保育室の保育料

家庭保育を実施した2歳児クラスまでの子どもの保育料(利用者負担額)や学童保育料は、日割りで計算し減額しています。

期間 6月30日(火)まで

問 保育課 ☎7185-1490

子ども支援課 ☎7185-1492

◎税や公共料金の納税(支払い)猶予・減免

納税が困難な方への猶予

事業などに係る収入に減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

※猶予期間内の途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付することも可能です。

対象 ①と②の要件を満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降において、1カ月以上、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。

②納期限までに納付または納入が困難であること

対象の地方税 2月1日～令和3年1月31日までが納期限となる個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税など

申請期間 6月30日(火)または納期限(納期限が延長した場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに窓口へ申請

問 収税課・内線471

市・県民税の納税通知書は6月11日(木)に発送予定

納付期限 普通徴収(納付書・口座振替)第1期…6月30日(火)

納付場所 納付書裏面に記載のある金融機関・コンビニエンスストア

※令和2年度分の市・県民税の証明書は6月1日(月)から交付します。

市・県民税の税額決定について

確定申告の申告期限が変更され、4月17日以降も申告を受け付けています。これに伴い、提出した確定申告書などの内容が税額の算定に間に合わない場合があります。申告書などの内容が確認でき次第、税額を変更します。

問 課税課…納税通知書・内線401、証明書・内線457

水道料金・下水道使用料の猶予

対象 水道料金・下水道使用料の支払いが一時的に困難となっている方

問 水道局お客様センター ☎7184-0116

国民健康保険税の減免・猶予

主たる生計維持者の事業収入・給与収入などが前年より一定程度減少した世帯に、申請により保険税を減免します。申請方法などは今後、市ホームページや広報あびこなどでお知らせします。

徴収猶予は「納税が困難な方への猶予」と同様の制度です。

対象 ①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った世帯

②世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯

・事業収入などのいずれかの減少額(保険金・損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上

・前年の所得が1000万円以下

・減少する事業収入以外の前年所得の合計額が400万円以下

問 国保年金課・内線930、912

介護保険料の減免・猶予

世帯の主たる生計維持者の事業収入・給与収入などが前年より一定程度減少したことなどにより介護保険料の納付が困難になった第1号被保険者(65歳以上)の方は、減免または猶予になる場合があります。

問 高齢者支援課介護保険室・内線425

